

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和元年10月18日（金）10:00～10:38

2 場所 永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<関係省庁>

箕谷 優 外務省領事局外国人課首席事務官

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

<提案者>

長谷川 勢子 愛知県保健医療局技監

竹澤 功 愛知県政策企画局企画調整部企画課長

三寄 章司 愛知県保健医療局健康医務部医務課主幹

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

頼田 勝見 内閣府地方創生推進事務局参事官

千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化等について

3 閉会

○頼田参事官 それでは、本日 1 コマ目でございます「医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化等について」というテーマでございます。

本日は、法務省から福原課長、外務省からは箕谷首席事務官にいらしていただいておりますし、愛知県からも御担当の方にいらしていただいております。

資料、議事は公開ということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださしまして、ありがとうございます。

最初は、どちらからお願いしましょうか。

○頼田参事官 愛知県から。

○八田座長 では、愛知県からお願いいたします。

○長谷川技監 それでは、説明させていただきますので、よろしくお願いします。

本県の提案は、医療ツーリズムの推進のためでございまして、日本の優れた医療技術の提供によりまして、国際貢献をするとともに、日本で検診・治療を望む外国人を受入れやすくするためのものでございます。

そのため、例えば、日本で検診を受け、その結果、治療が必要な場合は、そのまま日本で治療することも、一旦帰国した場合でも、速やかに再入国できるような効果的な仕組みについて、ワーキンググループで御検討いただきたいと考えております。

本県の提案につきまして、資料1でございまして、前回ワーキンググループヒアリングで提出した資料で御説明させていただきます。本県の提案は大きく2点ございます。

1点目は、こちらの中段になります。医療滞在ビザの申請から発給までの期間を大幅に短縮していただくためのものでございます。

これは、医療滞在ビザを取得する場合、一度短期滞在ビザ等により日本で診察を受け、必要な書類の発行を受けて、帰国後、医療滞在ビザを申請して入国しているという実情を踏まえて、審査の簡略化、期間の短縮をお願いするものでございます。

2点目は、外国人が滞在中に病気や検診の結果、治療が必要となった場合でございまして、次の3ページのほうになります。人道上の真にやむを得ない事情を除き、原則、在留期間の延長が認められません。そのため、外国人の方が日本での治療を望み、医師が速やかな治療が必要と判断する場合においては、在留期間の延長を認めていただきたいというものでございます。

提案内容につきまして、前回のワーキンググループヒアリングでの主な意見として、それに対する本県の考え方を御説明させていただきます。資料2をお願いいたします。

まず、外務省からの御意見でございまして、外務省からは、我々が主に想定する中国の方のビザ発給件数は膨大であり、物理的に審査期間の短縮は難しく、人道的な理由等があれば、個別に対応しているとの御意見を頂戴いたしました。

この御意見に対しまして、まず、私どもが想定しております医療滞在ビザ申請者は、既に一度日本に入国した者であるという実情がございまして、したがって、治療のために、速やかに再入国されるのであれば、改めてゼロから審査を行う必要はないものと考えております。

そこで、医療滞在ビザの申請に先立ちまして、特区で指定した病院から、在外公館にメールで送付する要早期治療確認といった書類により事前確認をお願いしたいと考えております。

さらには、例えば、インド、イギリスのように手数料を徴収することで、優先処理を可

能とする方法もあるのかと考えております。

また、人道的な理由があれば個別対応するとの御意見でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の提案は医療ツーリズムの推進という考えでございますので、他のアジア諸国と比較して、外国からの患者の受入れについては、日本では遅れている感がございまして、日本の優れた医療技術の提供による国際貢献のために、国家戦略特区として、日本での治療を望む外国人の受入れのための、効果的な仕組みをお願いするものでございます。

次に、裏面の2ページで、法務省からの御意見でございます。

法務省からは、外国人の事情を総合的に判断して、滞在期間の延長や、在留資格の変更を認める可能性はあるとの御意見を頂戴いたしました。

それに対しまして、有識者委員の八代委員から、滞在期間の延長が担当官の判断で決まるのは不確実性が高いとの御指摘がございました。

また、本県の医療機関からは、現状では帰国できない場合以外の期間延長は認められないと聞いております。

本県の提案は、検診の結果と患者本人の意思を踏まえまして、治療のための必要な滞在期間の延長を認めていただきたいというものでございます。

前回のワーキンググループヒアリングでの八代委員からの御指摘を踏まえまして、本県からは、治療のため滞在期間延長を認めることが妥当であるとする事例を事例と合わせて報告させていただいております。

参考資料をお願いいたします。例えば、法務省のホームページ等でこうした事例を示すことで、特区が指定する医療機関による判断が可能となれば、速やかに期間延長の手続きを行うことができると考えております。

なお、期間延長の悪用による不正行為を防ぐためには、外国人患者の受入れについて、一定の医療体制を確保しているなど、対象となる医療機関をあらかじめ指定しておく必要があるとも考えております。

これらの点を踏まえまして、本県の提案を補足したものが、資料3になります。1ページには、他国の取組や、医療ツーリズムの受入れ数を記載してございます。御覧のとおり、日本の受入数は他国に比べまして、極めて低調であると考えております。

2ページ目でございます。日本の医療技術は世界的にも高く評価されておまして、外国からの日本の医療ニーズは高いものと考えております。しかしながら、他国と比較し、医療滞在ビザの来日件数は、多いとは言えない状況でございます。

中段でございますが、問題点といたしまして、医療滞在ビザを取得するために事前の来日が必要となっている実情がございまして、医療滞在ビザの申請には、医療機関による受診等予定証明書の提出が必要でございますが、医療機関からは診察していない患者の証明書は書けないので、一度来日して受診してもらうことになるかと聞いております。

つまり、医療滞在ビザで治療するためには、最初の診察は短期滞在等の別の形で来日し

て、必要な書類を揃えながら、医療滞在ビザを取得して来日しているという現状がございます。

3 ページを御覧ください。医療ツーリズムの推進は、医療による国際貢献のみにとどまらず、大きな経済波及効果が見込めるものと考えております。

医療ツーリズムの推進には、日本での治療を求める外国人の方が、検診から治療まで、一貫した医療サービスを受けるために来日しやすい効果的な仕組みが必要であると考えております。

4 ページを御覧ください。本県が必要と考える規制緩和の提案でございます。基本的な部分は、前回ワーキンググループヒアリングの内容から、大きな変更点はございません。

まずⅠ、前回のワーキンググループヒアリングでの指摘を踏まえまして提案でございます。

滞在期間の延長は、帰国できない場合以外は認められない現状がございますので、基準や事例を示すことで、特区が指定する医療機関がある程度判断できるようにし、帰国できるようにしてはどうかという、帰国できるかどうかということではなく、治療のための滞在期間の延長を一定の程度認めていただきたいというものでございます。

次にⅡといたしまして、医療滞在ビザの発給期間を短縮するための仕組みとしまして、在外公館での事前確認や、手数料化による発給期間の短縮をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、今二つを受けて、論点があると思うのです。

一つは、医療滞在ビザの発給の期間を短くしてほしい。

もう一つは、短期滞在ビザのもとで、滞在を延長するときの基準を明確にしてほしいということだと思うのです。

最初の医療滞在ビザの承認にかかる時間を短くしてほしいというのは、おそらく外務省でよろしいですか。

○箕谷首席事務官 外務省の箕谷と申します。よろしくお願いいたします。

まず、今回御提案いただいた、去年から引き続きということで、特にビザの発給期間の短縮化、大使館等への直接の申請、書類の簡素化、主にこの三つについての御提案をいただいていると理解いたします。我々としましても、この医療ツーリズムと言いますか、医療による訪日は是非推進していければと思っております、そういった考え方で、我々もこの医療滞在ビザを作り上げたものでございます。

先ほど御指摘のあったとおり、確かに医療滞在ビザによる発給数は、当初始めたときが70だったのが1,650と増えてはおりますが、ただ、他に比べて少ないのではないかと御指摘もでございます。

しかしながら、必ずしも医療滞在ビザで来る方だけが医療を受けているわけではないので、そういった全体像を見ると、日本で医療を受ける訪日外国人数はもう少し多いのでは

ないかと思います。

まず、御指摘いただいた短縮について、外務省の意見は、可能なものは簡素化できるよ
うにということは、そのとおりです。

去年、中国人のビザの発給件数が年間587万件あり、現状では、発給期間の短縮は難し
いと考えていますが、趣旨としては少し違うので御説明申し上げますと、必ずしもビザが
多いからできませんと言っているつもりではございません。

前回申し上げましたとおり、ビザの審査は、主に二つというかいくつかの観点がありま
して、今、御承知のとおり政府も強力に推進しているのが、一つは訪日観光客、訪日者
の増加でございまして、2020年には4,000万人を受け入れるということで、そのためにビザ
の簡素化、ビザの手続の簡素化等を行って、我々もそれについての貢献をしているところ
でございまして。

一方で、こうやってたくさんの観光客に来ていただけるのは、日本が安全な国であるこ
とがしっかりと守られているからだと考えております。

つまり、我々はビザの審査に当たっては、一方で、なるべく簡素化して、入国しやすく
するとともに、もう一方で、水際対策も必要でございまして、こういう観点からの査証の
審査を行っているところでございます。

ビザの発給数が多いということは、つまり、ビザの申請数が非常に多いので、これを例
えば、直接大使館でとか総領事館でビザの申請を受け付けてしまうと、長蛇の列ができて
しまうというような事情がございまして。

そういったことで、むしろ申請者の方にとって不便になってしまう。もしくは、それが
ために混乱して、ビザの審査が遅れて、今、標準期間で5業務日でビザを発給してありま
すが、それがもっとかかってしまうというような事情もございまして。そういったこともあ
りまして、中国については、申請代理機関を通じてビザの申請をしていただいている。

また、代理機関を通じてやることによって、例えば、中国は広いところでございまして。
もちろん大使館以外に総領事館もございまして、遠方からわざわざ大使館、総領事館に來
ていただく必要なく、最寄りの旅行代理店を通じてビザの申請ができるといったメリット
もあるかと考えております。わざわざ来ていただいたにもかかわらず書類が揃っていない
のでまた来てくださいというようなことがなく、近くの旅行代理店に相談して、そういっ
た書類の準備もできるのではないかと考えております。

一方で、先ほども申し上げた水際対策の点でございまして。もちろん不法滞在とか、不法
就労とかといった問題もございまして、これに加えて、最近ではやはりテロの脅威の問題
があります。テロリストたちが入ってこないようしっかりと審査しなければいけない。こ
のためには、大変恐縮なのですが、一定程度の期間はどうしても確保しなければいけない。
即日ビザを出すことによって、仮にテロリストが入ってきて、そういった事件が万が一起
こってしまった場合、日本は安全な国ではないというような評判が立ってしまうと、医療
ツーリズムを含めてかえって日本に來る人たちが少なくなってしまうのではないと思っ

ておりまして、この両方のバランスを考えながら、ビザの審査を進めなければいけないと
思っております。

今回御提案いただいた、特に1回来た人については、もう少し簡素化できるのではない
かということでございまして、これについて我々は、また改めてよくよく検証した次第で
ございます。

手続については、先ほど申し上げたように、確かに1回来た人ではあるのですが、
その1回来た人であっても、例えば、日本に滞在中に何らかの問題を起こすケースもござ
います。

それから、その滞在中ではなくても、1回目の査証の審査のときには分からなかったの
ですが、後々色々なところからの情報で、この人は問題であるということが判明す
る場合もございますので、やはりそういった人物のチェックというのは、どうしてもせざる
を得ないと考えておりますので、この点は御理解いただければと思っています。

また、先ほど申し上げたように、直接の大使館の申請、総領事館の申請につきましては、
代えて申請者の方に御迷惑をかけてしまう可能性もございますので、この点は御理解い
ただければと思っています。

ビザの申請数は、去年申し上げましたのは、確かに587万件ですが、昨年は695万件ぐら
いまで増えていまして、確かにビザの申請数は増えておりますが、その中で、今申し上げ
ている5業務日というビザの標準的審査期間を守りつつ、でも、水際対策をしっかりと行っ
ていくためには、どうしてもこのようなシステムが必要ではないかと思っています。

一方、ビザの書類でございますが、特に今回、二つ書類の簡素化という点で御提案いた
だいていると理解しております。

一つは、本人確認のための書類です。

それから、一定の経済力を有することを証明するものというような御提案で、これにつ
いては、過去1週間以内の、特定医療機関等による診察結果の証明で、大体できるのでは
ないかという御提案だと思います。

本人確認のための書類でございますが、我々も色々検討して、確かに1回来た人であれ
ば、本人確認は済んでいるのではないかとことはあるのですが、今医療滞在ビザで来
ている方は中国が圧倒的に多いのです。あと、ベトナム、ロシアです。例えば、ロシアの
件で簡単に申し上げますと、ロシアだと、北方四島に住んでいる方が来る場合、北方四島
は当然日本の領土ですから、日本の中を移動するのにビザは必要ないわけです。それに対
して、我々がビザを出してしまうと、これはまた問題になってしまうということで、この
人が北方四島に住んでいるかどうかをチェックするわけですが、それはただ単に住
所とかだけでは必ずしも分からなくて、色々な書類を出してもらって初めて分かるような
場合があります。

こういったことで多少時間がかかるのですが、そういったようなことをちゃんともう1
回チェックしなければいけないことに加えて、医療滞在ビザの場合は、御承知かもしれま

せんけれども、御本人だけでなく同行の方も認められている。この方は必ずしも1回目のときに来ていないような場合もございます。このような方たちの本人確認や特に住所の確認が必要となりますので、こういった書類はどうしても必要になってしまいます。例えば、場合によっては、1回中国に帰られて、住所を移動してしまっという場合もありますので、基本的には住んでいる住所の大使館の近くで申請していただくことになっておりますので、そういったために現在の申請書類は必要と思っております。

では、何もできないのかと言うと、我々としても、例えば、一定の経済力を有することを証明するものについては、日本の身元保証機関による身元保証がされていますので、こういったものは、我々ももう一度検証した結果、省略できるのではないかと考えております。

愛知県から、良い御提案をせっかくいただいておりますので、我々としては、こういったことを積極的に採用できないか。ただ、外務省だけでは決められない問題でございますので、入管庁をはじめ関係省庁と相談した上で、愛知県からだけに限らず、全国的にこういったものを展開して取り入れることによって、医療滞在ビザ、医療ツーリズムのさらなる促進に貢献できればと思っておりますので、可能なものについては、積極的に採用していきたいと思っております。

私からの御説明は以上でございます。

○八田座長　ありがとうございます。

時間がないので、すぐ法務省に移らせていただきますけれども、後で伺う一つのポイントとして、1回チェックした方と初めての方では、随分チェックの期間が違うでしょう。そこはどうかさるのですか。

次に、本人の場合には急いでいるわけだから急いでやることにして、同伴者はまた別途できるのではないかと。

それから、北方四島に関しては、とりあえずロシアを外すということもあり得るのではないかと。

さらに、緊急を要するのだから特急料金を特別に取る。そういう御提案もあったけれども、それについてはお触れになっていなかった。後でそういうことを伺いたいと思います。

それでは、法務省、お願いいたします。

○福原課長　法務省出入国在留管理庁の福原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、法務省のほうで説明をさせていただきますのは2点でございます。

「短期滞在」で入国された方が、病気治療を目的として、「短期滞在」の在留期間を更新されるということ。

あるいは、「短期滞在」で一旦入国されて、ここでは医療ビザとお話しされておりますけれども、入管庁においては、入院目的の「特定活動」という在留資格で対応させていただいているので、それに變更できないかという、この2点だと理解をしております。

この「特定活動」で、入院目的の方を受け入れるようにしたというのも、まさに医療ツ

ーリズムに対応するためということでございますので、法務省としても、外務省、その他の関係省庁とともに、この医療ツーリズムの推進ということについては、大きく賛同するところでございます。

その上で、やはり基本的には人命に関わるものなのだろうと考えてもおりますので、特区というよりも、対応するときには全国でと考えているところでございます。

その上で、原則論として、前回、少しお話をさせていただいたところかとは思いますが、「短期滞在」からの在留資格の変更は、やむを得ない特別の事情がなければ、認めないという原則があります。

また、「短期滞在」を更新するに当たっても、人道上の真にやむを得ない事情が必要という説明をさせていただいております。

今回のように、検診の結果、重大な疾病等が見つかって、そのまま入院をされるような方について、一律、一旦帰国して医療ビザで来てくださいというような御案内はしておりません。これはやはり人道上やむを得ない事情があるということであれば、それは「短期滞在」の在留期間の更新、又は「特定活動」への変更を認めていると思いますが、今御指摘をされているのは、それが認められるケースを明確化する努力が必要ということだろうと理解をしているところでございます。

私どもとしても、こういう場合であれば認められますというところを今後公表していくことを検討させていただこうと思っておりますが、愛知県からいただきました、この病気だったら認められるという書き方は、中々難しいのかなと考えているところでございまして、もう少し一般的な形になってしまうかもしれませんが、こういう事情があれば、人道上やむを得ない事情に該当するという事例を公表していくことができればと思っております。

一つ紹介をさせていただきますと、例えば、「短期滞在」で入国された後、治療を行わなければ、そもそも航空機への搭乗が極めて難しいような場合がありますとか、その場合は、「短期滞在」の在留期間を更新するというのであれば、治療が比較的短く済むことの見通しが必要だろうと思えますし、当然経費の問題等もこれは病院に対する負担になりますので、その点のところもしっかり見させていただく必要があろうと思っております。

他方、やはり治療に一定の期間がかかるということであれば、「短期滞在」の更新ということではなくて、「特定活動」への在留資格の変更になろうと思っております。例えば、入国後に体調不良になって、緊急搬送等をされて、そのまま入院されるような場合があると思えますけれども、そういう場合には、「特定活動」の在留資格への変更を認める。特に入院期間が長くなるというような場合であればです。

ただ、「特定活動」の在留資格になりますと、もちろん入院期間の問題もございしますが、入院をさせるという病院からの証明でありますとか、滞在費だけではなく、医療費に関する負担もきちんと確認をさせていただく必要があろうかと思えます。これらの条件が満たされれば、当然在留資格の変更は認めていくべきと考えておりますので、こういった点に

ついて、明らかにしていくことができればと思っております。

それから、今回のお話にございました、そもそも現行の、医療滞在のための「特定活動」を使うためには一旦検診を受けなければならないというところがございます。確かにこの「特定活動」の要件が、「本邦に相当期間滞在して、病院、または診療所に入院し」という、要するに、入院することが予定されている方を対象としておりますので、その手前の検診をどうするか。そこからシームレスに対応していくには、どうするかという問題が出てくるのだらうと思っております。

今回、そののところまで十分に確たるお答えをすることができないのですが、その部分についても、今後引き続き検討させていただきたいと思っております。

法務省からは、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、愛知県から、今のお役所のお答えに対して御意見をお願いいたします。

○長谷川技監 ありがとうございます。前向きな御説明をいただきまして、大変感謝申し上げます。

外務省から御指摘いただいております同伴者のこととか、また新しくお話を伺ったと思っておりますので、ワーキンググループ委員の先生からの御指摘等も踏まえまして、私どももしっかり考えなければいけない部分においては、前向きにまた案を練っていきたいと考えるところもございます。

法務省から御回答いただきました件におきましては、非常に前向きな御検討をいただきまして、本当にありがとうございます。今後、また詰めて、色々柔軟に対応いただけるということでありましたので、私どもも持っている情報とかを提供できることがありましたら、説明させていただいたりする機会をいただきながら、また色々と教えていただければありがたいと思います。

○八田座長 委員の方からありますか。

○阿曾沼委員 外務省の話も非常によく分かります。テロリストとかという話も出ましたが、体内にテロリストがいるのが病気ですから、それは早急に退治しなければいけないので、基本的に愛知県が事例で示された食道がんのステージ4とか、胃がんのステージ4は、自覚症状無しで人間ドックで確認される事例は実は多くあるのです。そういう意味からすると、シームレスに切れ目ない治療が必要です。

医療は医師と患者の合意によって契約が成立して、医療ができるわけです。ということは、早急な治療が必要で、患者も同意した場合において、例えば、特定機能病院の医師が治療計画を出し、患者もオーケーすれば、何も問題はないと僕は思います。医療機関がそれだけの責任を負っているわけです。患者も、インフォームドコンセントを受けて理解して納得してサインします。サインは、日本語の説明資料にサインしてもらいますが、リスクヘッジを考えれば、中国語翻訳の説明書にもサインをしてもらえれば良いわけです。

また、御提案は、料金支払いはデポジットで支払いをするとかということですよ。

それから、検診でもそうですが、患者個人で検診することは絶対になく、身元保証機関の有資格エージェントが仲介に入っています。そして、患者に代わってエージェントがデポジットし、支払うとすればいいわけです。もしくは、患者が前払いをしてくれれば全く問題ないので、即刻オーケーしてもいいのではないかと思います。

基本的に本当は医療機関を絞りたくはないと思いますが、特定機能病院は厚生労働省が認めた高機能の病院ですから、そこは全然問題ないと思います。自治体病院だとか、がんセンターだとか、大学病院は問題がないわけですから、これは即刻やってほしいなと思います。

○安念委員 私も全く同感ですが、疾病名で特定するのが難しいわけではないと思います。例えば、悪性新生物と言え、大部分は早急な治療が必要だし、虚血性心疾患とかも、そういう意味では同じだと思うのです。けれども、中には、経過観察をする癌だってあるでしょう。

だけれども、それがネックだとおっしゃるなら、まさに施設で特定するのが僕は一番いいと思います。それだって、本当は高度な技術を持った開業医の先生だって、実はいくらかでもいるのだけれども、それは中々こっちは分からないから、施設で特定する。あるいは、その施設の中のさらに診療科で特定するとやれば、そこから先は、率直に言ってもう役人が口を出す話ではないという世界になってくると思います。

○八田座長 私は一つだけ疑問が、身元保証があるわけです。今のお話だと、エージェントが。

○阿曾沼委員 エージェントは、経済産業省の身元保証機関として登録をしたところが対応してもらう必要がありますね。今外務省がおっしゃったように、身元保証をしているわけですから、その中で経済力を含めてそれなりの担保を確保して来日してきているということですから、そこは良いと思います。

それから、もう一点、同伴者が必要であるとすれば、それはエージェントに責任を持ってもらって対応するということにしていけば、スムーズな、シームレスな対応ができるのではないかなと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

今のお話では、基本的に、医療機関に決定に関する責任を持ってもらう。

その一方で、金銭的には、エージェントがバックアップする体制を作るという方向で、検討していただけないだろうかということが、一つありました。

法務省のビザの延長のところも、そういう方向で御検討いただければと思います。

○阿曾沼委員 もう1回申し上げますけれども、早急な治療が必要で、特定機能病院の医師が、インフォームドコンセントがあり、そして、治療計画書を提出した場合に限り、とにかくすぐに発給するとしていただくといいと思います。

○箕谷首席事務官 阿曾沼先生がまさしくおっしゃるとおりで、我々もステージ4などというのに5業務日待ってくださいというつもりはなく、前回説明差し上げたとおり、人道

的な理由、これは阿曾沼先生がおっしゃる、必ずしも特定機関ではなくて緊急な治療施設という場合は、実は、即日出すような対応はさせていただいています。

今上海ですと、1日多いときには4万件ぐらいビザ申請を受け付けており、4万件を例えば20人の体制で審査する場合、1人当たり2,000件の審査を行う必要がありますが、緊急の対応が必要なものがあれば、我々としても1日で出すような対応をしています。

ただ、制度的にかちっとしてしまうとなると、どうしても硬直してしまう。むしろ、そこに付け込んでくるような場合がありますので、我々は、阿曾沼先生がおっしゃったようなケースがあれば、御相談いただいて、大使館だけでなく、外務省に直接御相談いただいても結構です。

○阿曾沼委員 そこが問題なのですよね。ルールを決めても運用の中で、撃墜されることが多いのです。通知が現場現場の人によって、同じ解釈ができていないということが問題なのではないかと思います。

○箕谷首席事務官 分かりました。ケースバイケースではなくて、ある程度そこは見える化が必要があるということですね。

実体的には、在外公館には、人道的なケースがあれば、早急にやってくださいと我々は指示をしています。ただ、もう少し、そこがはっきり分かる形というのは、ちょっと工夫したいと思います。

○八田座長 経済学者としては、急ぎの人に対しては、料金を高く取ることもお考えいただいたら、それは必要度に応じて選別されるのではないかと思います。緊急性が高い人は現金がなくても借金すれば来れるようになりますので。

○箕谷首席事務官 今医療機関は、御承知のように、日本の医療費の200%、もしくは300%、一部は400%でコミットしている患者が来ていますから、そういう意味で、早期のビザ発行のための費用をいただいても、それは当然いいのではないかという御趣旨でしょうか。

○八田座長 外務省としては、そのお金でもって、他のビザを発給する職員も雇えるかもしれない。

○箕谷首席事務官 査証手数料の収入は国庫に納入する必要がありますので、直接、職員の雇用に充てることはできません。

○八田座長 それは、そうやればいいのですよ。財務収入だから。

○箕谷首席事務官 いずれにしろ、非常に建設的な御提案をいただきましたので、それについては、ちょっと検討したいと思います。

○八田座長 それでは、事務局からよろしいですか。

○頼田参事官 引き続き、よろしくお願いいたします。

○八田座長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。